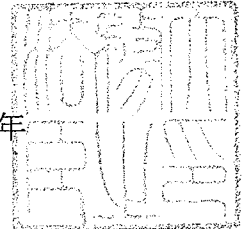


法務省刑国第448号
平成28年9月9日

行政文書不開示決定通知書

NPO法人情報公開市民センター
理事長 新海 聡 様

法務大臣 金田 勝年



平成28年8月10日受付第299号から第302号までの行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示しないことに決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

- (1) 平成25年度 準備及び結果に関する文書6
- (2) 平成26年度 金融作業部会関係（FATF）
- (3) 内閣法制局審査（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案）
- (4) 平成27年度 金融作業部会関係

2 不開示とした理由

(1) 上記1(1)、(2)及び(4)について

公にすることにより、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報が記録されており、法第5条第3号に該当するため。

(2) 上記1(3)について

国の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの及び国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが記録されており、法第5条第5号及び第6号柱書きに該当するため。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、法務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者

は法務大臣となります。), 東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に, この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます (なお, この決定があったことを知った日から6か月以内であっても, 決定の日から1年を経過した場合には, この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。)

ただし, 審査請求をした場合には, この決定の取消しを求める訴訟は, その審査請求に対する判決の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます (なお, 判決の日から1年を経過した場合は, この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。)

* 担当課等

上記1(1), (2), (4)につき, 法務省刑事局国際課
TEL: 03-3580-4111 内線: 5697

上記1(3)につき, 法務省刑事局刑事法制管理官
TEL: 03-3580-4111 内線: 2393



法務省刑国第449号
平成28年9月9日

行政文書不開示決定通知書

NPO法人情報公開市民センター
理事長 新海 聡 様

法務大臣 金 田 勝 年



平成28年8月10日受付第303号の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示しないことに決定しましたので通知します。

記

- 不開示決定した行政文書の名称（行政文書開示請求書に記載された名称）
共謀罪に関する各省庁との法令協議・法令以外の協議（行政文書ファイル簿：法務省保有分）に綴られた文書（平成28年4月－7月分）
- 不開示とした理由
開示請求に係る行政文書は作成又は取得しておらず、保有していないため。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、法務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その審査請求に対する判決の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます（なお、判決の日から1年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

* 担当課等

法務省刑事局国際課

TEL：03-3580-4111 内線：5697

法務省刑事局刑事法制管理官

TEL：03-3580-4111 内線：2393